

津山市内公共小集会施設の構造的課題と安全安心の環境整備への研究と実践
津山福祉住宅研究会の実践活動から福祉的環境整備の必要性を考察する

後藤 光雄・安藤 智之

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第62号抜刷）

論 文

津山市内公共小集会施設の構造的課題と安全安心の環境整備への研究と実践 津山福祉住宅研究会の実践活動から福祉的環境整備の必要性を考察する

The structural problems of small public assembly places in Tsuyama city and a practical study on securing its safe condition: Considering the need of environmental improvement from the social welfare perspective through the activity of Tsuyama Fukushi Jutaku Kenkyu-kai (social care houses study group in Tsuyama)

後藤 光雄^{i)†}・安藤 智之ⁱⁱ⁾

キーワード：公会堂、専門多職種者ネットワーク、福祉的環境整備（住居・施設のバリアフリー）

要 旨

公共小集会施設とは、住民の自治組織である町内会等が所有し、管理運営する木造平屋建ての建物である。昨今、高齢者が心身機能の維持向上のために多く使用しているが、安全で使い勝手の良い建物とは言い難い状態である。そこで、この建物の簡易改修を行った実践事例をもとに、構造的課題を福祉的環境整備の視点から分析し改修の必要性を提案することである。

1. 研究の背景

私たちは、1989（平成元）年7月より、津山福祉住宅研究会（以下、「福住研」という。）に所属し、高齢者・下肢障がい者の居住環境のバリアフリー化について研究実践活動に取り組んできた。

この福住研は、民間の任意団体でありボランティア団体である。構成員は、建築・保健・福祉・介護分野の多職種の専門職が個人として繋がる組織である。約20年間は、住居の福祉的環境整備（住居のバリアフリー化）について研究してきた。

ここ数年来（2007（平成19）年2月から2016（平成28）年7月までの間）は、公共小集会施設の福祉的環境整備（施設のバリアフリー化）に取り組み、この間33か所を整備することが出来た。

そこで、後者の実践事例の中から、構造的課題を福祉的環境整備の視点から分析し改修の必要性を提案することである。

2. 公共小集会施設の現況

公共小集会施設とは、住民の自治組織である町内会¹⁾（又は、自治会と呼称する。）又は、町内会内の組合若しくは講組単位で所有し、管理運営する建物（以下、「公会堂等」という。）を言う。建物の利用権を持つ地区民が会合や交流のために使用するものである。したがって、行政財産としての公民館・隣保館その他の研修施設ではない。一般的には、地名である町内会名（地籍の大字）、地籍の小字名若しくは地籍の大字と位置（東西南北、上・中）を合わせて付し、○○公会堂、○○会館という。又、○○コミュニティセンター、○○コミュニティハウスという名称の建物も存在する。中でも多い名称は、「公会堂」である。

現在の公会堂等は、総じて、1960年代以降に既存の建物を増改築したものと思われる。

土地は、地区民共有の財産（登記は、地区民の中から2名程度を選任し、個人名義でなされている場合がある。）又は、地区内一個人所有の土地を廉価で借地するなどがある。

建物は、行政からの補助金と大部分は地区民や地区

i)† 美作大学生活科学部社会福祉学科

ii) アート・アン（自営 建設業）

内に存在する事業所又は、篤志者からの寄付金で建てられたものである。

設置場所は、地区民が徒歩で行き来できる範囲内ではあるが、市道より上や下で会場まで坂道となっている。又、八幡神社隣地や神社建物と共有しているなどと立地条件は良くない。

建物の構造は、地区民が会合や交流をするための最小限度の部屋と備品を揃えている木造平屋建である。つまり、玄関と下駄箱、大小の集会室各1室若しくは大集会室のみと厨房、トイレで構成されている。ただし、集会室は、定員50名程度の広さであれば大きい方である。トイレは小便器、大便器各一つずつ備えているが、男女共用便器（汽車式便器とも言う。）になっている所もある。

近年、行政施策として建て替えや改修のための補助金交付施策²⁾に伴い、建て替えや改修も行われている。一方で、地区民の負担も大きいため、依然として旧來の建物も多く存在している。

津山市の担当部署の説明では、「津山市には365の町内会がある。少なくとも1か所はあるが、組合若しくは講組単位で所有している町内会もある。したがって、1,000か所程度は存在している。」と言うことであった。又、この内改修を要する建物の数、改修を要する箇所、その費用の総額などは全く推定できない。（行政民間資料は存在しない。）

3. 公共小集会施設の構造上の課題と解消のための

簡易改修の試み

2000（平成12）年より老人保健法により機能訓練B型（地域参加型）が始まった。2008（平成18）年度からは、介護保険制度の中で、一般高齢者介護予防普及啓発事業として、介護予防普及啓発事業や「めざせ元気こけないからだ講座」が追加され、寝たきり予防、閉じこもり予防施策として展開した。又、地区民主体の「ふれあいサロン」などが社会福祉協議会の協力の下で実施されている³⁾。これらはいずれも会場は公会堂等である。

ところが、旧來の木造平屋建公会堂等においては、

あらゆる箇所に大小の段差が存在し、和式の便器（またぎ便器）であること等さまざまなバリアによって、行事への参加を躊躇する高齢者もいる⁴⁾。特に、下肢筋力の低下した高齢者であればあるほど参加への気持ちが失せる傾向にある。そうした方こそ参加を促進したい行事、施策である。

福住研は、こうした公会堂等の構造的課題を検討し、安全で使い勝手の良い会場にしていくべく、2007（平成19）年より33か所の簡易改修を試みてきた。

以下、その中でも福祉的環境整備の視点から、特に構造上の課題が大きい箇所を改修した事例を取り上げ、改修の必要性を提案する。

（1）玄関外部段差の解消方法

公道から公会堂等の玄関に至るアプローチには、路面にバラス（小石）が敷いてある、コンクリート舗装が凸凹である、排水溝グレーティングの網目が大きい、玄関ポーチの段差や2～3段のコンクリート段があるなど、つまづき、転倒などの危険要因が多くある。

又、その場所が、公道の上や下に位置している場合は、急な坂道となっている。利用者には、下肢機能が低下している者、手押し車を使用している者もおり、歩行の障壁となる。

〈改修のポイント〉

- ①路面の整備は、公道よりの通路を幅1000mm程度舗装する。その際、公道と接する箇所に段差が出来ないよう注意する。
- ②坂道若しくはコンクリート階段の場合は、ステンレス製又は、アルミ製手すり（高さ750mm～800mm）を取り付ける。
- ③排水溝にグレーティングがある場合は、網目の小さいものが設置されているか注意する。
- ④玄関ポーチの段差は、通常歩行する箇所のみ、幅約1000mmのミニスロープにする。勾配は1/15以上が良い。

〈福祉的整備の実践例〉



- ・コンクリートで幅1000mm程度を再舗装した。
- ・表面は、滑らないようハケ目を入れた。
- ・アルミ製手すり、高さ800mmを設置した。

写真1 坂道をコンクリートで再舗装した状態

(2) 玄関出入り口と土間（床）の段差、スノコ板の板間隔が広い場合の解消方法

玄関戸は木製ガラス戸の敷居に、サッシ戸では戸枠下部に段差がつく。土間面が凸凹状態の箇所もある。手すりはなく、段差がある箇所では、柱・壁などに手を添えている。

下駄箱前には、必ず幅の狭いスノコ板が敷かれている。スノコ板は、板間隔の広い物がある。靴の着脱時に体幹が不安定になり、足の指がはさまって、つまずきの原因となる。

〈改修のポイント〉

①敷居の高さに合わせて、土間をコンクリートで、打ち増しをする。

②玄関内側、又は外側の柱角に、たて手すりを取り付ける。高さは、内側土間から下端800mmから上端1500mm程度がよい。

③スノコ板の板間隔を7mm以内として、幅を600mm以上とし、下駄箱周辺に敷きつめる。

④下駄箱が固定されていれば（固定することが出来れば）、横手すりを取り付けることも可能である。

⑤靴の着脱のため、安定したイスを置く。イスの高さ

は、通常上面までで450mmがよい。柄の長い靴べらを置くとよい。

(3) 上り框の段差の解消方法

土間（又は、コンクリート床）から、上り框までは、おおむね300～450mmの段差がある。この段差を独力で上り下りすることは、危険でもあるし、難しい。上り框の前に不安定な踏み台が置いてある箇所や不均等な高さでの踏み台、簡易な式台（上り框前的一段低い板敷き）と三段になった箇所、スノコ板のみの箇所など公会堂等によってさまざまである。手すりもないところが大半である。又、その付近に灯油缶、ストーブ器具、掃除用具などが乱雑に置かれており、通路を塞ぐことになっている。いずれの箇所も上り下りの際、踏み外し、ふらつきによる転倒の原因となる。

〈改修のポイント〉

式台又は、安定した踏み台を設置する。段差を低くするためには、それらを組み合わせた構造にする。又、上り下りには、たて手すりが必要である。上り框と接して下駄箱が設置されている。たて手すりと結ぶ横手すりを下駄箱の棟に取り付ける。土間で履き物を着脱し、上り框を上り下りする際、安全性が高まる。

①上り下りに、上り框と鴨居に両端を固定したたて手すりを取り付ける。

②式台又は、踏み台の高さは、土間と上り框までの高さの1/2を基本とする。

式台、踏み台を組み合わせる場合は、それぞれの高さは、全体の高さの1/3を基本とする。

③式台又は踏み台の踏面（踏み面の幅）は、400mm程度が良い。狭いと踏み外す恐れがある。

④木製手すりの太さは、横手すり・たて手すりとも32～35mmで断面が円形の物が良い。

⑤下駄箱の配置との関係はあるが、手すりは下りる時に握る側（一般的には、右手側）に取り付ける。

〈福祉的整備の実践例〉

その 1



写真2 土間から上り框周辺の改修前の状態

- ・上り框が高い(510mm)ので、中央に不安定な踏み台が設置されていた。
- ・スノコ板の板間隔が広すぎて、足の指をはさむ危険があった。
- ・土間全体が乱雑でつまずきの原因となる。



写真3 スノコ板と式台を設置した状態

- ・踏み台を撤去し、式台を上り框とコンクリート床との等分の高さで設置した。
- ・板間隔の狭い(7mm)スノコ板を、下駄箱周辺に敷きつめた。
- ・靴脱ぎイスも設置した。



写真4 上り下り用に手すりを取り付けた状態

- ・下駄箱側の壁面に横手すり、上がり框と鴨居に両端を固定したたて手すりを取り付けた。

その 2



写真5 土間から上り框周辺の改修前の状態

- ・上り框まで、不均等な高さの簡易な踏み台、簡易な式台と3段になっている。手すりはない。
- ・玄関サッシ戸敷居に150mmの段差が出来ていた。
- ・土間は凸凹しており、幅の狭いスノコ板が敷かれていた。



写真6 固定した踏み台を設置し、土間をコンクリートに舗装した状態

- ・踏み台を撤去して、踏面の十分ある(500mm)固定した踏み台を既存の式台とコンクリート土間との等分の高さで設置した。
- ・土間を入口敷居の高さに合わせて、コンクリートで打ち増しした。
- ・既存の式台も補強して安定性を確保した。



写真7 上り下り用に手すりを取り付けた状態

- ・下駄箱に横手すり、上り框と鴨居に両端を固定したたて手すりを取り付けた。
- ・既存のスノコ板の幅を拡張した。靴脱ぎイスを設置した。

(4) 集会室からトイレへの移動の課題と解決方法

会場となっている集会室からトイレまでは、廊下つたいになっている。会場によっては、薄暗い所もある。又、廊下より一段（250～300 mm 程度）を上がり下りして、土間でトイレ用履き物を履き、便器まで行かなければならぬ箇所もある。手すりはなく、上り下りや移動の際は、柱・壁などに手を添えている。つまり踏み外して転倒の原因となる。

〈改修のポイント〉

①廊下壁面にトイレの出入り口に至るまで、高さ 750～800 mm の横手すりを取り付ける。両端は、下方に曲げ込む。又、手すり受け金具は、手すり棒を下から受けるものが良い。

②一段の段差を解消するため、廊下からトイレ出入口に直接行けるよう渡り廊下を設置する。

③手洗い器がある場合は、段差の高さ分を上げる必要がある。

〈福祉の整備の実践例〉



写真8 廊下から奥のトイレへの通路の状態



写真9 通路と土間との段差がある状態

・奥の大便所まで、集会室廊下から高さ 210mm の段差がある
コンクリート土間を上がり下りする必要があった。



写真10 渡り廊下を設置し、手洗い器を調整した状態

- ・トイレ入り口と廊下をつなぐ渡り廊下を設置した。
- ・写真中央の柱角 45 度の向きでたて手すりを取り付けた。
- ・手洗い器を約 300mm 高く、再設置した。

(5) トイレ内部の課題と解消方法

公会堂等で最も転倒の危険・不安が強く、使い勝手の悪い箇所がトイレの構造である。1960 年代に建てられたものは、ほぼ全てが和式便器（またぎ便器）のトイレである。高齢女性にとっては、便器をまたいでしゃがむ動作、しゃがんでから用を済ます間の体位保持又、立ち上がる動作などは、いずれも膝や下肢機能に大きな負担を伴うことになる。これらの動作はふらつき、転倒の原因になる。急な排尿時、衣服の上げおろし、しゃがむ行為も、転倒の危険が大きい。

こうしたリスクを防止するためには、洋式便器（腰掛便器）トイレにする必要がある。

〈改修のポイント〉

改修を要する便器の形状としては、男女共用便器と和式便器がある。男女共用便器トイレの場合は、洋式便座（腰掛便座）を据え付ける。和式便器トイレの場合は、洋式便器に置き換える。それぞれ、洋式トイレにすることが可能である。両方とも座る方向が逆になる。和式便器トイレの場合は、室内空間（柱芯一芯 910 mm × 910mm）が狭く、洋式便器に置き換えた場合、立ち座り空間がとれなくなる可能性がある。便器の向きを検討する。又、室内を拡張する必要があり改修規模が大きくなる。

①男女共用便器トイレの場合は、便器の上に洋式便座を据え付ける。固定させ安全性を確保する。床と便座上面までの高さは、一般に 450 mm が良い。L

字型手すりを取り付ける。座る向きが逆になるが、立ち座りの空間は確保できる。ペーパーホルダーの位置を取り替える。一般に座って左側壁が良い。

〈福祉的整備の実践例〉



写真11 男女共用トイレの内部

- 男女共用便器トイレの内部に手すりはない。



写真12 洋式便座を据え付けた内部

- 既存便器に、洋式便座を据え付けた。
座る向きが反対になってしまっても、既存の空間で立ち座り動作が十分とれた。
- L字型手すりを取り付け、ペーパーホルダーを左側壁に変更した。

②和式便器トイレの場合は、和式便器を撤去し、その跡に洋式便器を据え付ける。座る向きが逆になり、立ち座りの空間が確保できない。既存の便槽を使用するので、立ち座りのためには、洋式便器を据えて便座の前面から前面の壁まで、最低でも800mmが必要である。和式トイレ室内は、柱芯-芯910mm×910mmで狭く次の方法で施工する必要がある。

(ア) 出入口戸を付け替える場合 洋式便器を据え付けた時、前面が出入口戸の場合は、戸を取り除き、

廊下の一部をトイレ内部に改修する。柱芯-芯910mm×1820mmの空間を設けることが出来る。長い方に洋式便器を向けることで、立ち座りが可能となる。

〈福祉的整備の実践例〉



写真13 和式便器トイレの内部

- 和式便器トイレで、内部は柱芯-芯910mm×910mmであり空間がとても狭い。
- 手すりが付いているが戸を閉めると使用できなかった状態であった。



写真14 和式便器を取り除いた跡

- 立ち座りの空間（便器前端から800mm以上）を確保するため、出入り口戸と袖壁を取り除いた状態。



写真15 洋式便器を据え付けたトイレ内部

- 便槽の穴に洋式便器を据え付けた。
- 内部を柱芯-芯910mm×1820mmに拡張した。
- L字型手すりの取り付けが難しいので、たて手すりのみ取り付けた。
- ペーパーホルダーの位置を左側壁に変更した。



写真 16 洋式トイレの外部

- 廊下正面にタレ壁、袖壁、戸枠を付け、既存の戸を活用した。



写真 18 和式トイレの外部



- 洋式便器を据え付けた。
- たて手すりを取り付け、ペーパーホルダーの位置を左側壁に変更した。



写真 19 洋式便器を据え付けたトイレ内部

- 和式便器で便槽の穴に、履物が落ちそうで不安感があり、使い勝手がとても悪い状態であった。
- 子どもたちも不安がつて使用しない。
- 出入口に50mm程度のトイレと廊下を仕切る段差がある。



写真 17 和式トイレの内部

- A photograph showing the exterior of a Western-style toilet. It is a simple structure with a white door and a small window. A vertical date stamp on the left side of the image reads "2012.11.24".
- 写真 20 洋式トイレの屋外の状態
- 既存便器の前面壁を撤去して、450mm外に出することで、立ち座り空間（柱芯-芯 910mm×1350mm）を確保した。



写真21 洋式便器を据え付けたトイレ外部

- ・トイレ入口の段差解消のため、トイレ内部床面を50mmかさ上げし、廊下との段差を解消し、洋式便器を据え付けた。
- ・手洗い器を50mm上げた。又、水栓下部から便器洗浄器具も取り付けた。
- ・出入口戸の開閉を十分とるために、右から左側に取り付け外開きにした。
- ・出入口空間を広くするため、出入口戸の袖壁を少し（100mm）廊下側に出した。

③上記ア、イともに出入口戸の敷居の段差解消に配慮する必要がある。

④L字型手すりを取り付ける。ペーパーホルダーの位置を取り替える。

⑤トイレへの出入りの方向が、使い勝手により左右変わってくる場合は、戸の開閉も逆になる。戸の付け替えが必要となる。なお、敷居を取った場合、既存の戸を使用する場合は、戸の下部を付け増す必要がある。ドアノブも前後逆にする。

4. 施行後の利用者からの評価

福住研では、改修前に直接利用者の声を聞くとともに「公会堂を使用する際、転倒事故や不安を感じる構造についての調査表」を、改修後は「公会堂簡易改修後の感想表」を高年齢者数名に配布している。感想表から玄関の上り框周辺とトイレ内部の改修後の利用者の感想を抜粋記載する。

（1）上り框周辺の段差解消

- ①上り框が高いので、靴が履きにくかったが、手すりが付いて上り下りし易くなりました。
- ②式台が付いたので、とても上がり易くなりました。

③土間から上り框までの段差を安定した式台、踏み台を設置、たて手すり・横手すりを取り付けたため、上り下りに不安がなくなった。

④膝が痛かったので大変助かりました。嬉しかったです。

⑤広々とした踏み台が出来て安心して上り下りが出来喜んでいます。

など、踏み外しの不安を解消し、使い勝手が良くなつたと好評である。

（2）トイレ内部の改修

①膝が痛いので、しゃがみにくかったが座れるので良いです。

②トイレ内に手すりがあることで安心感があります。

③長年洋式を望んでいたので、とても安心してトイレに行けるようになった。

など、使い勝手が良くなつたと好評である。

一方、

①便器を汚した時、洗浄が出来る簡単な物があれば便利だと思います。

②便座が冬には冷たい。

など、直接身体に触れ不快を感じる物については、使い勝手の良さから言えば付帯的な改修を検討する必要がある。

公会堂等を利用する者は、子どもから青壮年・高齢者である。その中でも、身近な施設としてよく利用するのが高齢者である。高齢者でも心身機能の状態は違う。機能の低下している者へ配慮する気持ちで、福祉的環境整備を進めるのが福住研の目的である。

5. 津山福祉住宅研究会の組織と活動の概要

（1）沿革・目的・性格

福住研は、1989（平成元）年7月、津山市が建設省（現国土交通省）モデル指定事業「H O P E 計画⁵⁾」に取り組み、その基本姿勢に市民参加を据え、H O P E計画研究会を設置したことに始まる。

H O P E 計画研究会は、伝統的な町並み保存、住まいの歴史と風土調査、福祉住宅研究などのソフト事業を中心に研究活動を推進した。そのソフト事業を進め

る5部会の一つが、福住研（当時は、「福祉住宅部会」と称した。）であった。

2003（平成15）年7月、他の部会は発展的解消を図ったが、福住研は新たに会則を定め、津山福祉住宅研究会として新たに出発した。

現在、福住研の目的は、第一に個人の住まいの適切な福祉的住環境改修プランを提案することで、本人の自立を支援し、介護家庭の在宅生活の不安を解消していくこと。

第二に、ふれあいサロンの会場等の安全環境整備を推進すること。

第三に、実践活動の中で、福祉・保健・医療・介護・建築分野の行政・民間の職種者との交流と連携を深めること。

第四に、まちづくりを市民活動の視点から進めいくことがある。

会員は、いずれも個人の立場で加入している。大工職、左官職、厨房機器販売職、給排水設備職、建築士、作業療法士、理学療法士、社会福祉士など専門職種の者及び身体障害者、高齢者といった当事者も参加している。多面的視点で研究できるネットワークを形成している。現在、会員は約20名である。

活動時間は、就業時間以外を使用しており、土曜日・日曜日を中心に活動している。活動財源は、種々の民間公益団体等助成金^⑥を獲得している。調査研究そして、実践活動は全てボランティアである。したがって、福住研の性格は、地域社会貢献ボランティア団体である。

発足以来、27年（2016（平成28）年7月現在）が経過し、今日まで福住研に170数名が参加し知識を吸収した。退会後は、各自の職にそれを生かしている。

後藤は、美作大学教員の立場、社会福祉士の立場から積極的に関係を持ってきた。現在、福祉的環境整備のプラン策定と渉外を担当している。

（2）公会堂等への福祉的環境整備の取り組みの経緯

福住研は、発足から2006（平成18）年まで、住居の福祉的環境整備の研究啓発と専門多職種者のネットワークづくりを中心に進めてきた。

例えば、1) 高齢者・障害者の福祉的住宅改修プラン案の提案 約50件

2) ハンディをもつ方のすまいづくりの手引き NO1～NO5の編纂発行

3) やさしいすまいづくり賞の顕彰

4) 津山市リフォームヘルパー制度創設による相談員の受任

5) 研修会の開催、他団体の視察研修 などに取り組んできた。

一方で、2000（平成12）年4月から、介護保険制度がスタートし、要支援・要介護者への住宅改修費給付制度が始まった。その制度の中で、介護支援専門員や行政職員の作業療法士、理学療法士の出番となった。又、改修施工事業者も参入できる状態になった。したがって、民間任意団体である福住研は、制度の進捗により、住居の福祉的環境整備の研究実践を縮小していくこととなった。

2006（平成18）年度からは、地域包括支援センターが、市町村内日常生活圏域内（おおむね中学校区域）に1か所ずつ設置された。介護予防や高齢者の権利擁護が図られるようになった。

その年度を前後して、上述のように「地域参加型リハビリ教室」、「めざせ元気こけないからだ講座」、「ふれあいサロン」などが町内会単位で、公会堂等を会場に実施された。

そこに参加した高齢者から、「高い段差があり、上がり下りする時、ヒヤとした。」「和式便器トイレで、立ち座りがつらい。」といった声が福住研会員に入ってきた。

そうした声が、公会堂等の福祉的環境整備に取り組む契機となった。

2007（平成19）年2月に1か所目の簡易改修を実施して以来、今日（2016年7月）までに33か所を施工した。公会堂等は、それぞれ建築構造が違い、利用者の要望もさまざまである。現場に出向き、構造を確認し、利用者の使い勝手を聞き、改修プランを検討し、町内会に提示し、承諾の上で施工する。もちろん、民間公益団体等事業助成金の範囲内である。施工は、休

日である。したがって、完成までには相当の時間と労力を要する。全て会員の奉仕・ボランティア活動である。利用者の感謝の気持ちが、支えになっている。それに応えるため、福住研会員は、それを利用する高齢者への安全性（さ）、使い勝手の良さ、そして、高齢者の気持ちに寄り添う優しさの「三つのさ」を大切にしている。

福住研は、こうした経緯で、現在でも公会堂等の福祉的環境整備の簡易改修を継続している。

6. まとめと今後の研究課題

33か所の公会堂等簡易改修を通して、高齢者にとってつまずきや踏み外し、転倒のリスクがある箇所が収斂してきた。

一つ目は、公道から公会堂等の玄関に至るアプローチでは、急勾配、段差や凸凹の路面である。二つ目は、玄関ポーチや上り框周辺の段差及び、その周辺がいろいろな器具・用具の置き場と化している状態である。三つ目は、トイレへの移動経路の不安と和式便器トイレの使い勝手の悪さである。

これらのバリアを除去すれば、使い勝手の良い、つまずきや踏み外し、転倒のリスクの少ない会場となり、利用者も安心し、利用の増加も見込める。

しかし、こうした公会堂等は建物自体も老朽化しており、大がかりな改修を必要としている。実施しようとすれば数百万円単位の費用が必要であるが、町内会運営財源は極めて限られている。

公的補助金は、補助対象工事費の3割、しかもバリアフリー工事の場合は、上限二十万円（津山市の例）である。7割と上限枠を超えた場合は、町内会の負担であり、これが重荷となって改修工事を躊躇させてている。

我々の活動は、材料費のみのため安上がりである。民間公益団体等事業助成金を活用し、会員持ち寄りの材料もある。したがって、町内会負担は、上限1万円のみである。当面のバリアフリー簡易改修ではあるが、事故予防の即応的対応として、役立っていると確信している。

以上、本稿は福住研が取り組んだ事例のみを研究対象としたものである。今後、①公会堂等の箇所数②改修が必要な箇所とその内でも福祉的環境整備箇所及びその数③公会堂等に共通する構造上の課題と特異な課題の類型化④福祉的環境整備の簡易改修の流れなど実践活動の中で調査・研究を進めていきたい。

謝 辞

福住研は、2019（平成31）年7月で満30年を迎える。会員約20名は会員期間としての長短はあるが、地域社会への奉仕という目的で志を同じくしている。そうであるからそこそこまで続けてきた。

長い期間のうちに研鑽し実践し、その中でノウハウを蓄え、専門多職種のチームアプローチ力を發揮してきた。会長土居光晴氏をはじめ、すばらしい会員一人ひとりに感謝したい。

又、これまで折に触れ、励ましと助言をいただいた子ども保健部次長木戸八州子氏、前地域振興部協働推進室室長皆木憲吾氏、子ども保健部健康増進課主幹・作業療法士安本勝博氏にも感謝申し上げます。

注 釈

1) 住民の自治組織体である。会則を定め、町内会又は自治会という名称で運営されている。おおむね30世帯から多いところでは500世帯が構成員（会員）となっている。執行機関としての役員会、議決機関としての総会がある。

活動内容は、行政の広報紙配布、民間団体から依頼の寄付金募集、地区内道路わきの草刈り、会員からの道路補修等行政への要望の取り次ぎ調整、納涼祭敬老会など交流親睦行事の主催、青壮年会・子ども会などへの団体助成金の交付など多岐にわたっている。代表者1名が選出されており（津山市の場合は、町内会長という。）、町内会を代表して、上述の責任者となる。

津山市の場合、365町内会が存在する。津山市連合町内会という上部組織に加入することで、行政当局から認知される。

2) 津山市町内会集会施設整備補助金交付要綱（制定 昭和 53 年 5 月告示第 8 号、最新改正 平成 28 年 3 月告示第 188 号）

3) 平成 19 年度一般高齢者事業報告（介護予防普及啓発事業）

介護予防普及啓発事業	105 回
認知症ささえあえるまちづくりモデル事業	
めざせ元気こけないからだ講座	62 か所
地域参加型リハビリ教室	10 か所
ふれあいサロン	133 か所

が実施されていた。

4) 町内会主催「高齢者安全福祉連絡会」席上において、高齢者より「公会堂は、和式トイレで、つくばおう（しゃがむ）ことが出来ん。」、手すりがないので「立ち上がりん」、公会堂に行くには、「お茶を飲まずにいかにゃおえん。」などの声が出された。

5) 平成元年 7 月建設省補助事業「HOPE 計画」の指定を受ける。津山市 HOPE 計画（津山市地域住宅計画）を推進する市民的母体としてホープ計画研究会を結成した。全体会員 60 名。福祉住宅部会（会員 14 名）は、5 つの部会の 1 つであった。福祉分野の側面から、津山のまちづくり・すまいづくりについて調査・研究・提案を行う。

平成 2 年 3 月津山市地域住宅計画策定

平成 3 年 7 月研究会組織からホープ市民会議に移行

市民講座の開催、住まいづくりの手引き発行など実践活動に取り組む。

平成 7 年 5 月津山まちづくり市民会議福祉住宅部会に名称を変更した。

平成 10 年 4 月福祉住宅部会を福祉住宅研究会に変更した。

平成 15 年 7 月津山まちづくり市民会議が解散した。

同時に、会則を制定（平成 15 年 4 月 1 日）、「津山福祉住宅研究会」に改組し、現在に至る。

6) 例えば、共同募金会「赤い羽根共同募金」配分助成金、大和証券福祉財団「ボランティ活動」助成金、ジャンボグループ「サン基金」助成金など延べ 14 団体から毎年度 25 万円相当を確保してきた。

引用文献

1) 福祉住環境をデザインする

すまいづくりの手引き その 4

津山まちづくり市民会議福祉住宅研究会編集

2001（平成 13）年 3 月発行

2) 公共小集会施設の安全な環境整備の手引その 3

津山福祉住宅研究会編集 2016（平成 28）2 月発行

参考文献

1) ケアプランに活かせる住宅改修 中央法規

2002 年 4 月発行

2) 福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級公式

テキスト 東京商工会議所編者 2014 年 1 月発行

